

入間東部地区事務組合告示第17号

公有財産の売払いについて一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び入間東部地区事務組合契約規則（平成30年規則第45号）第2条の規定により次のとおり公告する。

令和8年10月30日

入間東部地区事務組合管理者 星 野 光 弘

1 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入間東部地区事務組合（以下「組合」という。）が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び、紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるK S I 官公庁オークションに関連する規約その他の取決め事項の内容を承諾し、遵守できる者であること。
- (3) 公有財産の買受けに係る一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者であること。
- (4) この公告の日から開札日までの期間において、入間東部地区事務組合の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成30年告示第22号）に定める入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (6) 日本国内に住所及び連絡先がある者であること。
- (7) 18歳以上の者であること。

2 入札に関する注意事項

入札参加希望者は、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うとともに、クレジットカードにより入札保証金を納付すること。

3 入札の無効

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

4 落札者の決定

- (1) 入札期間終了後、開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上で、かつ、最高価格で入札した者を落札者として決定する。
- (2) 開札の結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選

）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインＩＤに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

(3) 入札物件ごとに落札者のログインＩＤに紐づく会員識別番号及び売却決定金額を売却システムに公開する。

5 契約保証金

(1) 契約保証金は、入札保証金と同額とし、契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には利息を付さない。

(2) 契約保証金は、売却代金の一部として全額充当する。

6 売却代金

売却代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。

7 物品の引渡し

(1) 物品の引渡しは、売却代金の残金の納付後、組合が指定する引渡し場所において売却システムに公開したときの状態で引き渡すものとする。

(2) 引渡し後に発生した不具合、故障、発見された傷等については、組合は一切の責任を負わない。

8 その他

(1) この公告文の記載内容その他の事項については、ガイドラインに基づくものとする。

(2) 組合は、売却物件の契約不適合責任を負わない。

入札方法		一般競争入札（オークション）									
参加形態		法人又は個人									
物件名		1 水槽付き消防ポンプ自動車 2 高規格救急自動車 3 多目的搬送車									
入札物件の下見	場所	売却システム参照									
	日時	売却システム参照									
	連絡先	売却システム参照									
入札の期間		令和８年１２月１日（火）午後１時から 令和８年１２月３日（木）午後１１時まで									
入札の方法		売却システム上で入札価格（消費税及び地方消費税を含む。）を登録する。									
保証金及び支払方法		入札保証金	要	契約保証金	要	前金払	無	部分払	無	中間前金払	無
物件に関する問合せ先		売却システム参照									
入札に関する問合せ先		入間東部地区事務組合 事務局総務課 電話番号 ０４９－２６１－４８９１（直通）									